

◎新潟県告示第447号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年4月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（1級及び2級水準測量）
- 2 作業期間 令和6年8月19日から令和7年1月10日まで
- 3 作業地域
（1級水準測量）
新潟県新潟市、新発田市、阿賀野市、上越市、妙高市
（2級水準測量）
新潟県新潟市、南魚沼市